

奈良県告示第六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり天理市営土地改良事業の工事が完了した旨の届出があつた。

平成二十一年五月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

南 天理市長 佳策	水と農地活用 促進事業（農 首工）	平成二十一年二 月二十五日	海知地 区	平成二十年	平成二十一 年三月三十
南 天理市長 佳策	水と農地活用 促進事業（頭 首工）	平成二十一年二 月二十五日	九条2 地区	平成二十年	平成二十一 年三月三十 一日
南 天理市長 佳策	水と農地活用 促進事業（農 道整備）	平成二十一年二 月二十五日	小田中 地区	平成二十年	平成二十一 年三月三十 一日
南 天理市長 佳策	水と農地活用 促進事業（農 道整備）	平成二十一年三 月十八日	櫛本地 区	平成二十年	平成二十一 年三月三十 一日
南 天理市長 佳策	水と農地活用 促進事業（た め池整備）	平成二十一年二 月二十五日	辻子池 地区	平成二十年	平成二十一 年三月三十 一日
届出者	事業名	事業同意年月日	地区名	事業年度	完了年月日

南 佳策	天理市長	
排水路)	水と農地活用 促進事業(用	道整備)
月二十五日	平成二十一年二	
夕地区	カナギ	
度	平成二十年	
一日	平成二十一年三月三十	一日